

第5 用語等の解説

1 海面漁業調査(漁業経営体調査)

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日～平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び

使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）（具体的には別紙のとおり。）

漁業層	以下の階層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。具体的には別紙のとおり。）をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラなど）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
 - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
 - e 収穫物の取り上げ作業

海上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。

漁業の陸上作業

- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業
- ウ 出港・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは、漁業の陸上作業ではなく、漁業以外の自営業（水産加工）となる。
- ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

陸上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で陸上作業に従事した者をいう。

個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従事者（家族を含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客などの第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者をほかの業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任ある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)

全国の漁業種類

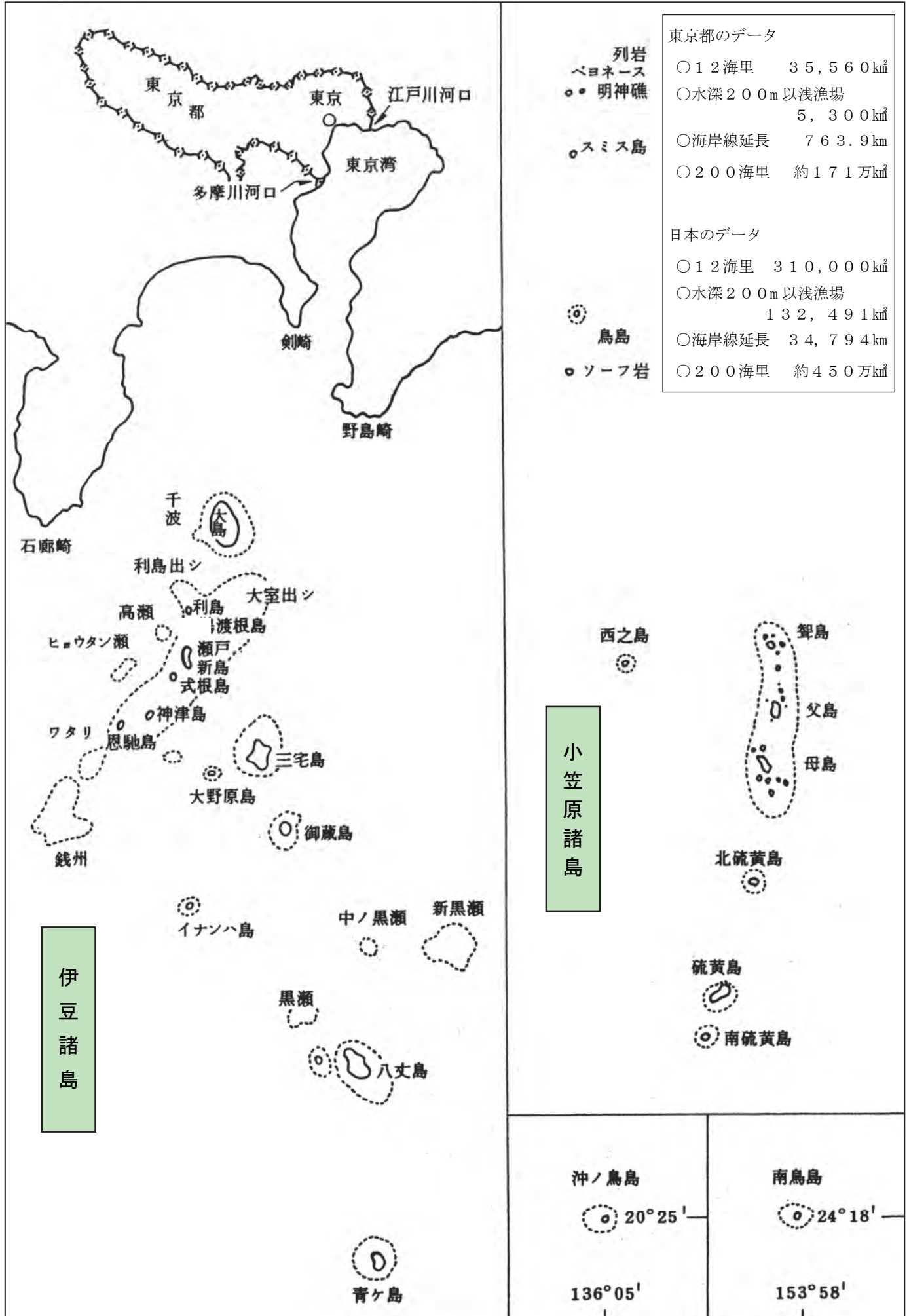
分類		名称	
総数			
底びき網	遠洋底びき網		
	以西底びき網		
	沖合底びき網	1	そうびき
		2	そうびき
小型底びき網			
船びき網			
まき網	大・中型まき網	1	そうまき遠洋かつお・まぐろ
		1	そうまき近海かつお・まぐろ
		1	そうまきその他
	2	そうまき	
中・小型まき網			
刺網	さけ・ます流し網		
	かじき等流し網		
	その他の刺網		
さんま棒受網			
大型定置網			
さけ定置網			
小型定置網			
その他の網漁業			
はえ縄	遠洋まぐろ	はえ	縄
	近海まぐろ	はえ	縄
	沿岸まぐろ	はえ	縄
	その他のはえ縄		
釣	遠洋	かつお	一本釣
	近海	かつお	一本釣
	沿岸	かつお	一本釣
	遠洋	いか	釣
	近海	いか	釣
	沿岸	いか	釣
	ひき縄釣		
その他の釣			
小型捕鯨			
潜水器漁業			
採貝・採藻			
その他の漁業			
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	
		ぶり類養殖	
		まだい養殖	
		ひらめ養殖	
		くろまぐろ類養殖	
		その他の魚類養殖	
	ほたてがい養殖		
	かき類養殖		
	その他の貝類養殖		
	くるまえび養殖		
	ほや類養殖		
	その他の水産動物類養殖		
	こんぶ類養殖		
	わかめ類養殖		
	のり類養殖		
	その他の海藻類養殖		
	真珠養殖		
真珠母貝養殖			

経営体階層

分類		名称	
総数			
漁船使用	動力漁船	漁船非使用階層	
		無動力漁船のみ	
		船外機付漁船	
		1 トン未満	
		1 ～ 3	
		3 ～ 5	
		5 ～ 10	
		10 ～ 20	
		20 ～ 30	
		30 ～ 50	
50 ～ 100			
100 ～ 200			
200 ～ 500			
500 ～ 1,000			
1,000 ～ 3,000			
3,000トン以上			
大型定置網			
さけ定置網			
小型定置網			
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	
		ぶり類養殖	
		まだい養殖	
		ひらめ養殖	
		くろまぐろ養殖	
		その他の魚類養殖	
	ほたてがい養殖		
	かき類養殖		
	その他の貝類養殖		
	くるまえび養殖		
	ほや類養殖		
	その他の水産動物類養殖		
	こんぶ類養殖		
	わかめ類養殖		
	のり類養殖		
	その他の海藻類養殖		
	真珠養殖		
真珠母貝養殖			
沿岸漁業層計			
海面養殖層計			
上記以外の沿岸漁業層計			
中小漁業層計			
大規模漁業層計			

※全国の漁業種類及び経営体階層のうち、東京都で該当数値がなかった項目は、上記の網掛け部分である。

2 東京都の水産行政区域



3 沿海区町村・漁業地区

